

3 自治会要望の方法について（目次）

No.	名 称	提出期限	掲載 ページ	担当課
1	自治会要望	要望書提出課にご相談ください	77	
2	交通規制等に係る自治会要望	5月31日まで	79	土木課 TEL576-4545
3	土木課所管施設の地元要望について	5月31日まで	80	土木課 TEL576-4545

このページは白紙です。

いつでもご相談を受け付けています

制 度 名	自治会要望
制 度 概 要	自治会としての要望がある場合には、要望書を要望内容の担当課にご提出ください。提出先がご不明な場合は、市民課で調べご案内いたします。 なお、市では対応いたしかねる場合は、要望書を取り下げただく場合がございます。 回答につきましては、各部署より自治会長へ文書で報告いたします。
提 出 書 類	・自治会要望書（様式は78ページ） ・その他説明に必要な資料
備 考	
問 合 せ 先	市民課 協働共生係（市役所1階東側） TEL 053-576-1213 FAX 053-576-4880

令和__年度 自治会要望書

優先順位 _____

湖西市長 宛

提出日 年 月 日

自治会	自治会 会長名 (署名又は記名押印) ㊟
町内会	町内会 会長名 (署名又は記名押印) ㊟
要望内容	(事業の目的と助成を必要とする理由、事業効果)
場所 (地番)	要望箇所付近地図(地番、目標物等をご記入ください)
担当課	処理連絡欄

※要望内容は担当課に直接ご説明下さい(要望順位は担当課ごとに記入してください)。

制 度 名	交通規制等に係る自治会要望
制 度 概 要	<p>交通規制（信号機・横断歩道・一旦停止等）の新設及び修繕に関しては、すべて静岡県公安委員会で決定しますが、要望書は、市役所土木課で取りまとめて、湖西警察署の交通課へ提出します。</p> <p>規制の要望は、警察が朝・昼・夜・晴天・雨天・平日・休日等の交通量調査等を行い、その結果を基に書類審査及び実地調査を行った上で、本当に必要なものかどうかを判断し決定するため、各自治会で十分内容を吟味し、要望書を提出してください。</p> <p>湖西警察署が県警本部へ上申する際には、なぜ規制が必要なのか、規制しない状況で何が危険なのか等、自治会から提出される具体的な理由を重視しますので、必ず要望する理由を記入してください。</p> <p>要望書の様式は、通常の自治会要望書を使用してください。</p>
提 出 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会要望書 ・その他説明に必要な資料
備 考	5月31日までに提出
提出先及び 問合せ先	土木課 管理・用地係（市役所2階西側） TEL 053-576-4545 FAX 053-576-1897

いつでもご相談を受け付けています

制 度 名	土木課所管施設の地元要望について
制 度 概 要	土木課が所管している施設（道路・河川・公園・カーブミラー）に対する地元要望は、各自治会で優先順位を決めて、5月31日までに提出願います。 （別紙参照） 道路の穴ぼこやカーブミラーの破損など急を要するものは、湖西市LINE「道路異状通報」でも受け付けています。
提 出 書 類	・自治会要望書 ・道路反射鏡要望書（カーブミラーの場合） ・その他説明に必要な資料
備 考	5月31日までに提出
提出先及び 問合せ先	土木課 維持・建設係（市役所2階西側） TEL 053-576-4547 FAX 053-576-1897

◎地元要望事業について（土木課分）

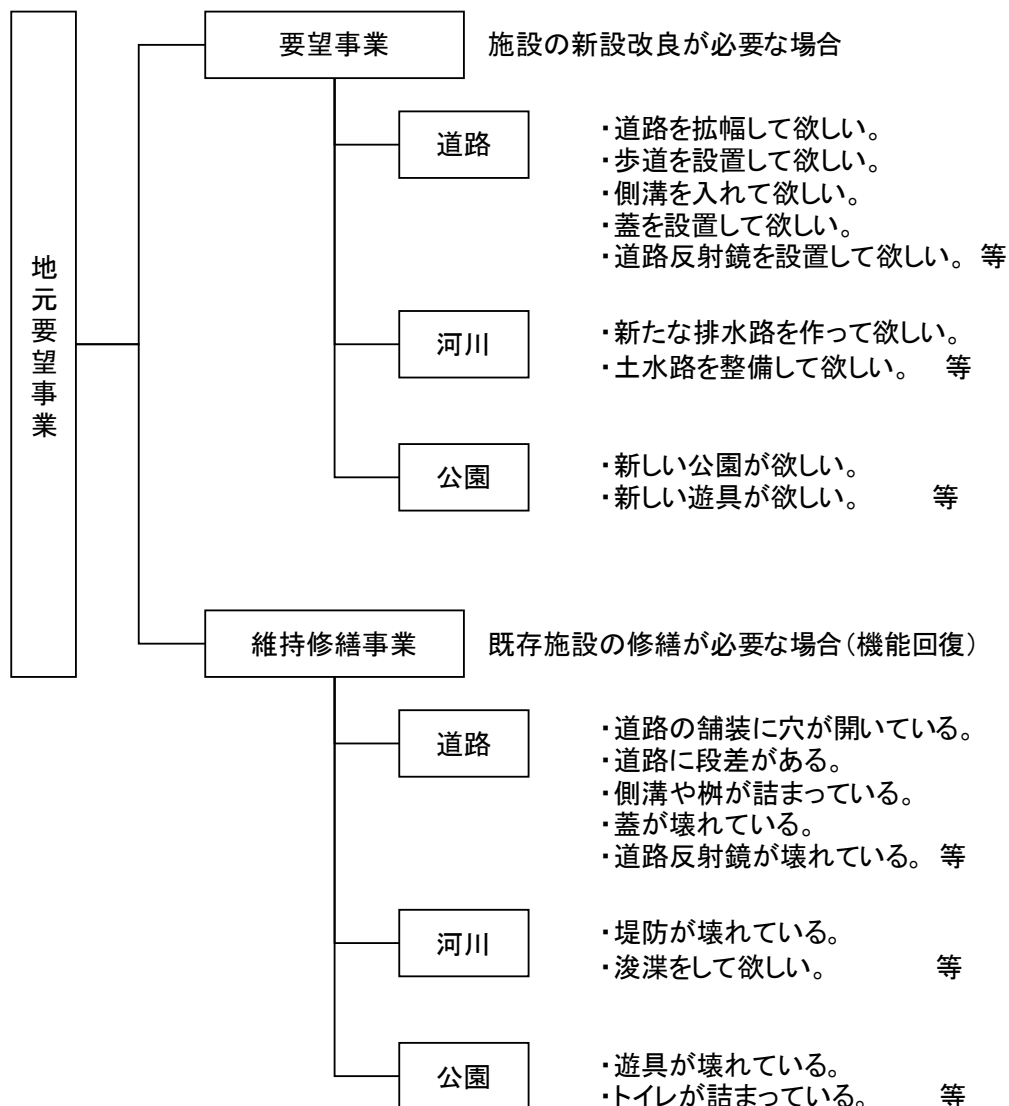
1 地元要望事業とは

土木課が所管している道路、河川及び公園等に対する地域の要望につきましては、地元要望事業として取り扱っています。

寄せられた要望につきましては、全ての現場確認をした上で、それぞれの緊急性や必要性、地域バランスなどを考慮し、当該年度の予算の範囲内において実施箇所を決め、事業を実施してまいります。

2 地元要望の取り扱い

提出される地元要望は、次のように区分されます。



3 要望事業の優先順位の考え方

提出された要望事業は、維持修繕事業と要望事業に区分し、優先順位を検討しますが、原則として緊急性のある維持修繕事業を優先させていただきます。

◆優先順位の視点◆

○必要性や緊急性の優劣（緊急性）

人命に関わるような危険度、施設破壊の緊急度、生活の利便性や快適性などの視点から、修繕の必要性や緊急性を検討します。

○施設の利用状況（公共性）

利用や利害の状況を、不特定多数の場合・特定多数の場合・利用者が限定される場合などの視点から検討します。

○地域の協力体制（協力性）

関係者の理解度や用地の協力など、地域の協力体制などの観点から、事業実施の可能性を検討します。

○事業費の検討

要望事業の規模や延長、用地補償の必要性などから、必要な事業費を検討します。

4 地元要望書提出の注意点

(1) 地元要望書を提出するに際しては、次の点にご注意ください。

地域ごとの要望書の優先順位は、それぞれの地域で決めていただきますが、上記の優先順位の考え方も参考にしてください。なお、市としての優先順位の決定についても、上記の視点にたち市全体を総合的に判断して決定させていただきます。

(2) 事業を実施する段階で、事業への協力を得られない場合もありますことから、要望を提出される場合には、あらかじめ関係される皆様のご理解を得ておいてください。

(3) 緊急的な維持修繕の要望は、その都度提出して頂いても構いません。

皆様のご要望にお答えすることは、なかなか困難ですが、市民の皆様が安心して生活していただける施設の維持管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

土木課長

【連絡先】 湖西市都市整備部土木課 576-4545

道路反射鏡（新設・修繕）要望説明書

1 新 設

① 提出書類

道路反射鏡（カーブミラー）の新設を要望する場合は、別紙「道路反射鏡新設要望書」に必要事項を記入して提出してください。

地図については、別紙になっても構いませんので、広域地図や詳細地図を添付するか、その地点や道路の状況が分かるように記載してください。**（付近住所の記載を必ずお願いいたします）**

② 設置の対象箇所

「公道と公道」の交差する箇所となります。

従って、個人の出入り、駐車場・私道からの出入りに関しては、市での設置はできません。

一旦停止等の交通規制がある場合、車両の先端（運転席ではない）が停止線手前で一時停止することを前提とします。（違法状態を助長させる設置はできません。）

③ 設置場所

基本的に狭い道路に設置するケースが多く、設置によって障害物となるような道路部分には設置できません。

従って、設置は「民地」部分を原則としますので、要望を提出するまでに、**確実に土地所有者の承諾**を得てください。また、NTT 柱や中電柱に共架する場合でも、**該当の柱が民地に設置してある場合**も民地所有者の承諾をお願いします。

土地所有者の承諾がない場合には建設できません。

④ 設置要望順位等

要望された箇所は全て市職員による現場確認を行います。自治会内で要望箇所を精査し、必ず優先順位を記入ください。

2 修 繕

現在設置されている道路反射鏡の内、腐食（さび）や曲がり等により危険な状態で、修繕が必要な物については、その都度別紙「道路反射鏡修繕要望書」を提出してください。

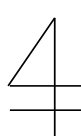
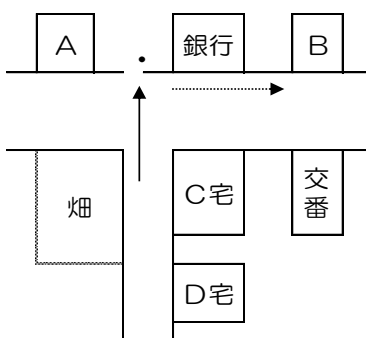
3 設置後の管理

反射鏡の汚れによるくもりの清掃等、簡易な管理は自治会で対応願います。

道路反射鏡新設要望書

湖西市長 様

提出先：土木課

自治会	自治会長名			TEL
町内会	町内会長名			TEL
場所 (地番)		目標物等		
要望理由				
優先順位	自治会 _____ 箇所 要望中 優先順位 第 _____ 番			
所有者	官地 ・ 民地 (土地境界が不明の場合を含む) → 設置内諾 (有 ・ 無)			
希望の種類の共架	鏡径	600 ・ 800 ・ 1000		— 要望箇所周辺図 — 
	支柱	直柱 ・ 曲柱		
	基礎	有 ・ 無		
	共架	電柱番号		
<input type="checkbox"/> 次回(当該年度補正・次年度)対応 <input type="checkbox"/> 却下(理由)				
申請箇所周辺図記載例 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="font-size: small;"> <p>以下のうち必要なものを表示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目印となる建物 ・ ←— 線は、反射鏡を「のぞき込む」方向 ・ ←----- は、反射鏡が「映し出す」方向 </div> </div>				
備考				

※ 太枠内のみ自治会で記入してください。

このページは白紙です。